

中間検査に係る取扱い方針 <令和8年10月1日以降>

1 中間検査申請に係る手数料算定用床面積の取扱いについて

鉄筋コンクリート造にあってははり等の配筋が、木造・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造にあってははり等の床を支える構造の主要な部分が施工されている場合においては床があるものとみなし、また階数が1の場合で屋根版等を特定工程とする場合は、当該部分の水平投影面積を算定する。

中間検査を行う部分の床面積の合計は、検査対象となる階までの各階の床面積の合計とする。

なお、具体の算定方法については主要な構造に応じて以下のとおりとする。

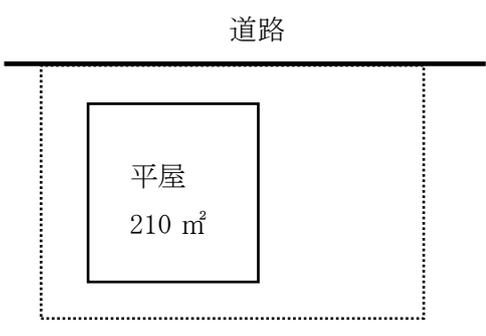
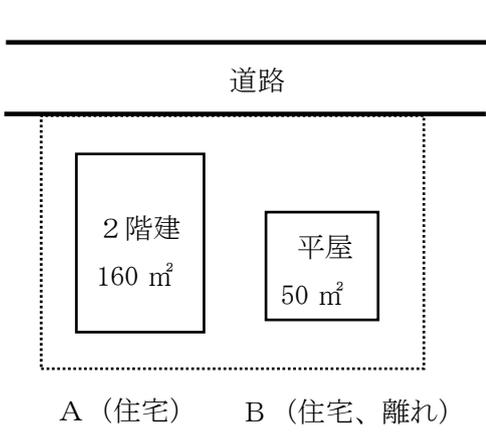
※本告示の改訂（令和8年10月1日施行）より、神奈川県所管区域内では基礎に関する中間検査は不要となる。

主要な構造	特定工程	中間検査に係る手数料算定用床面積
木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	延べ面積による。
鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	初めて工事を施工する階の建て方工事	検査の対象となる階（柱1節に係る梁が架った階）までの各階の床面積の合計による。
鉄筋コンクリート	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	検査の対象となる階までの各階の床面積の合計による。

2 対象建築物の判断について

対象となる工事種別は、新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）になり、規模については新築等に係る部分の「階数」又は「床面積の合計」で判断する。

また、「一の建築物における」について、例えば同一敷地内に用途上不可分の建築物を複数新築する場合は、それぞれの棟における「用途」又は「規模」について、対象になるかどうかを判断する。

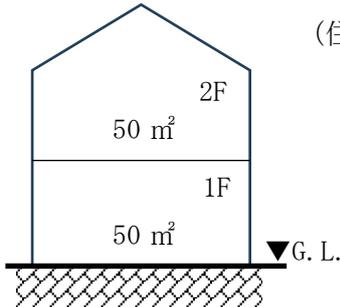
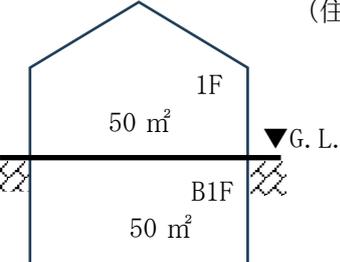
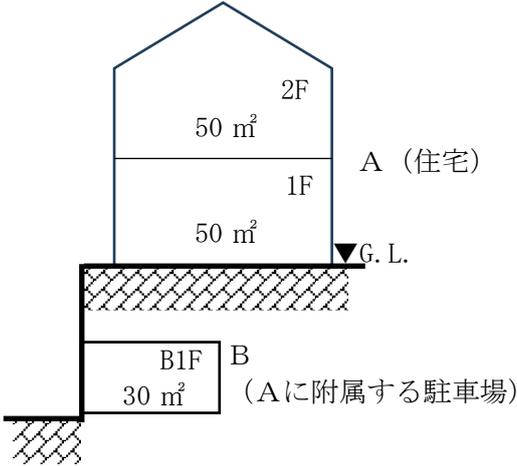
番号	事例（平面図）	解説
①	 <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">平屋 210 m²</p>	<p>平屋（地上1階）、床面積の合計が210 m²の住宅を新築する事例。</p> <p>一の建築物における新築に係る部分の床面積の合計が200 m²を超えるため中間検査の対象になる。</p>
②	 <p style="text-align: center;">道路</p> <p style="text-align: center;">2階建 160 m² 平屋 50 m²</p> <p style="text-align: center;">A (住宅) B (住宅、離れ)</p>	<p>同一敷地内に用途上不可分の地上2階で、床面積の合計が160 m²の建築物A、平屋で床面積の合計が50 m²の建築物Bを2棟新築する事例。</p> <p>建築物Aは、一の建築物として階数が2のため、中間検査の対象になる。</p> <p>建築物Bは、一の建築物として新築に係る部分の床面積の合計が50 m²のため、中間検査の対象にならない。</p>

3 「階数」について

告示第2項(イ)より一の建築物における新築等に係る部分の階数が2以上のものが対象になり、地階、地上階を問わずその合計で判断する。

なお、階数については建築基準法施行令第2条第1項第8号に規定されているとおり、建築物の部分によって階数を異にする場合はその最大なものにより、昇降機塔などの屋上部分や地階の機械室などの建築物の部分で水平投影面積の合計が建築面積の8分の1以下のものは階数に算入しない。

その他個々の取扱いについては、以下に示す事例を参考にする。

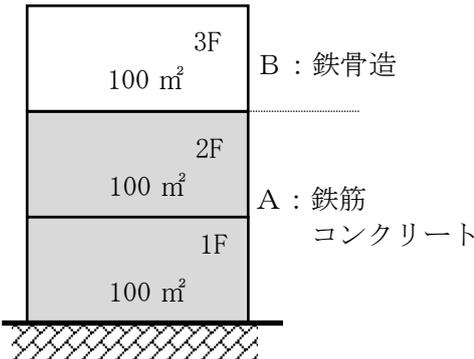
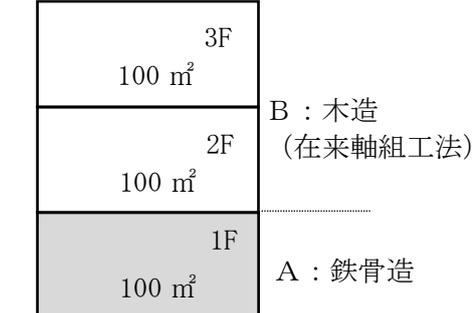
番号	事例（断面図）	解説
①	 <p style="text-align: right;">(住宅)</p>	<p>地上2階、床面積の合計が100 m²の住宅を新築する事例。</p> <p>一の建築物における新築に係る部分の階数は2のため<u>中間検査の対象になる</u>。</p>
②	 <p style="text-align: right;">(住宅)</p>	<p>地上1階地下1階、床面積の合計が100 m²の住宅を新築する事例。</p> <p>事例①と同様に、一の建築物における新築に係る部分の階数は2のため、<u>中間検査の対象になる</u>。</p>
③	 <p style="text-align: right;">A (住宅)</p> <p style="text-align: right;">B (Aに附属する駐車場)</p>	<p>地上2階、床面積の合計が100 m²の建築物A (住宅) と地下1階、床面積の合計が30 m²の建築物B (Aに附属する駐車場) を、同一敷地内に2棟新築する事例。</p> <p>建築物Aについて、一の建築物における新築に係る部分の階数は2のため、<u>中間検査の対象になる</u>。</p> <p>また建築物Bについて、建築物の用途が中間検査対象（定期報告建築物、住宅用途）ではないため<u>中間検査の対象にならない</u>。</p>

<p>④</p>		<p>地上1階、床面積の合計が50 m²の既存建築物Aの上部に、階数1、床面積の合計が50 m²の建築物Bを増築する事例。</p> <p>増築後に階数は2になるが、増築に係る部分の階数は1のため、<u>中間検査の対象にならない</u>。</p> <p>なお、2階増築部分に上がるための新設階段は1階既存部分に面積が生じない限り階に算入しない。</p>
<p>⑤</p>		<p>地上1階、床面積の合計が50 m²の既存建築物Aの上部に、階数1、床面積の合計が50 m²の建築物Bを増築する事例。</p> <p>増築後に階数は2になり、増築に係る部分の階数が2のため、<u>中間検査の対象になる</u>。</p>
<p>⑥</p>		<p>地上2階、床面積の合計が100 m²の既存建築物Aに、階数2、床面積の合計が10 m²の建築物Bを増築する事例。</p> <p>一の建築物における増築に係る部分の階数が2のため、面積によらず中間検査の対象になる。</p>

5 主要な構造について

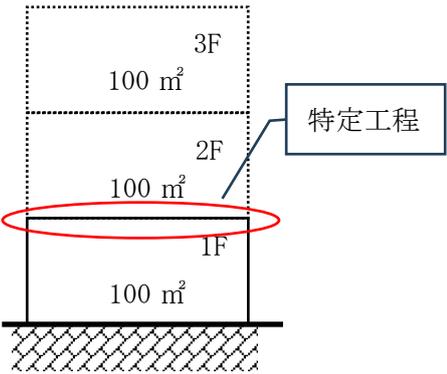
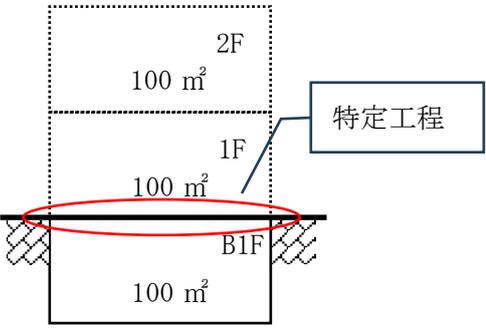
特定工程及び特定工程後の工程（以下「特定工程等」という。）は、表「中間検査を行う建築物の構造」の欄に規定する主要な構造に応じてそれぞれ規定している。

主要な構造とは、「1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）」としているが、個々の取扱いについては、以下に示す事例を参考にすること。

番号	事例（断面図）	解説
①	 <p>3F 100 m² B : 鉄骨造</p> <p>2F 100 m² A : 鉄筋 コンクリート造</p> <p>1F 100 m²</p>	<p>鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2つの構造を併用する建築物を新築する事例。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは鉄筋コンクリート造の部分（A=200 m²）になるため、主要な構造は鉄筋コンクリート造となる。</p>
②	 <p>3F 100 m² B : 木造 (在来軸組工法)</p> <p>2F 100 m²</p> <p>1F 100 m² A : 鉄骨造</p>	<p>鉄骨造と木造（在来軸組工法）の2つの構造を併用する建築物を新築する事例。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、最大のものは木造（在来軸組工法）の部分（B=200 m²）になるため、主要な構造は木造（在来軸組工法）となる。</p>

6 特定工程について

特定工程については、一の建築物における新築等に係る部分に適用され、主要な構造の区分に応じてそれぞれ規定している。よって中間検査の対象となる建築物の構造が1であれば、当該構造が主要な構造になり、2以上の異なる構造を有する建築物であれば主要な構造と判断した構造部分に係る特定工程等が対象になる。

番号	事例（断面図）	解説
①	<p>鉄筋コンクリート造の場合</p> 	<p>地上3階（階数3）、床面積の合計が300 m²の鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例。</p> <p>特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（1階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事が終了した時点となり、この時点で中間検査を行うことになる（左図の囲み部分）。</p>
②	<p>鉄筋コンクリート造の場合</p> 	<p>地上2階地下1階（階数3）、床面積の合計が300 m²の鉄筋コンクリート造の建築物を新築する事例。</p> <p>当該建築物の階数は2以上なので、特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（地下1階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事になる、1階の床及び梁の配筋が終了した時点となり、この時点で中間検査を行うことになる（左図の囲み部分）。</p>

<p>③</p>		<p>鉄骨鉄筋コンクリート造と鉄筋コンクリート造の2つの構造を併用するもので、階数3、床面積の合計が300 m²の建築物を新築する事例。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、その床面積の合計が最大なのは鉄筋コンクリート造の部分なので、主要な構造は鉄筋コンクリート造となる。</p> <p>特定工程は、鉄筋コンクリート部分の最下階（2階）から数えた階数が2の床版及びこれを支持するはりの配筋工事になるので、3階の床及び梁の配筋が終了した時点となり、この時点で中間検査を行うことになる（左図の赤線部分）。</p>
<p>④</p>		<p>鉄筋コンクリート造と鉄骨造の2つの構造を併用する建築物を新築する事例。</p> <p>それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、その床面積の合計が最大なのは鉄骨造の部分（B =300 m²）なので、主要な構造は鉄骨造となる。</p> <p>特定工程は、鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建て方工事である1階の建て方工事が終了した時点となり、この時点で中間検査を行うことになる（左図の囲み部分）。</p>

7 複数の工区に分けて施工する場合の取扱いについて

以上の部分がエキスパンション・ジョイント（EXP. J）のみで接する一の建築物を新築する場合で、それぞれの部分を工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区で中間検査を受ける必要がある。

また、施工の都合等により工区分け等を行う場合は、それぞれの工区等で中間検査を受ける必要がある。ただし、複数の工区等のいずれもが、同時に特定工程に係る工事を終え、かつ特定工程後の工事を施工していない状態で検査を行うことが可能であれば、当該工区等を一度に検査することができる。

番号	事例（断面図）	解説
①	<p>工区分けする場合</p>	<p>それぞれの部分を工区に分けて施工する場合は、それぞれの工区で中間検査を受ける必要がある。 （左図の囲み部分）。</p>

8 適用時期及び特定工程の取扱いについて

中間検査に係る特定工程の指定について、改訂告示の施行日以降に確認申請書・計画通知書（以下、「申請書等」という。）を提出したものに適用する。なお、申請日の取扱いは各特定行政庁・指定確認検査機関の取扱い規定による。

番号	事例	解説
①	施行日に窓口に申請書等を提出した場合。	新告示が適用される。
②	施行前日に窓口に申請書等を提出した場合。	旧告示が適用される。
③	施行日前に申請書等を発送した場合。	申請日の取扱いは各特定行政庁・指定確認検査機関の取扱い規定による。
④	施行日前に電子申請により申請所等を提出した場合。	申請日の取扱いは各特定行政庁・指定確認検査機関の取扱い規定による。